

「摂津市健幸マイレージ」参加手引

「摂津市健幸マイレージ」（以下、「本事業」という）は、市民の皆様が「歩くこと」を中心とした健康づくりに、楽しみながら取り組んでいただくことを目的とした事業です。歩数の計測、健康診断や健康づくりに関する事業等へ参加することで「ポイント」を集め、一定のポイントごとに「参加賞」がもらえます。また、6,000ポイント以上貯めた方には抽選で賞品が当たります。

無理せず楽しみながら健康づくりに取り組みましょう。

【令和6年度のポイント付与期間】
令和6年4月1日～令和7年2月28日

【参加条件】

参加申し込み時点で、20歳以上の摂津市民の方

ご不明点等がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

摂津市健幸マイレージ事務局(TEL : 0120-771-015)

(株式会社タニタヘルスリンク内)

平日9:00～18:00(土日祝・年末年始(12月28日～1月5日)除く)

摂津市
株式会社タニタヘルスリンク

目次

【1】参加者の実施事項	2
〈1〉活動量計（またはスマートフォン）の携行及び、データ送信.....	2
〈2〉健（検）診受診の申告.....	2
〈3〉市が実施する健康づくりに関する事業等への参加.....	3
【2】健幸マイレージポイントについて	4
〈1〉ポイントの種類及び付与ルール.....	4
〈2〉ポイントの賞品交換について.....	6
〈3〉ポイントの確認方法.....	7
【3】活動量計について	7
〈1〉再購入.....	7
〈2〉電池の交換.....	7
〈3〉故障かなと思ったら.....	8
【4】退会について	8
【5】バーチャルウォーキングラリーについて	8
【6】体組成測定について	9
【7】登録情報の変更手続きや問合せ	9
【8】個人情報の取り扱い、事業の中断・終了、規約変更 ...	9
【9】よくある質問	11

【1】参加者の実施事項

本事業は、以下の事項に取り組んでいただくことで健幸マイレージポイントが貯まります。体調に合わせて無理のない範囲で取り組み、治療中の方はかかりつけ医に相談しましょう。

- 〈1〉活動量計（またはスマートフォン）の携行及び、データ送信**
- 〈2〉健（検）診受診の申告**
- 〈3〉市が実施する健康づくりに関する事業等への参加**

〈1〉活動量計（またはスマートフォン）の携行及び、データ送信

活動量計（またはスマートフォン）を毎日携行し、日々の歩数データを送信してください（**データを送信しないとポイントは増えません**）。活動量計の電池やストラップなど付属品の交換は参加者において購入のうえ、行ってください。

※活動量計、スマートフォン・アプリを持たずに歩いた歩数は記録されません。欠かさず身につけましょう。

■データ送信のタイミング

- 活動量計・スマートフォンともに **30日以内（iPhone機種は7日以内）に1回**は送信してください（古いデータから消えていきます）。
- 月平均歩数を計算する都合上、月末までのデータを**翌月20日までに送信**してください。
- 令和7年2月分の歩数データは令和7年3月4日（火）までに送信しないと、令和6年度分のポイントにはなりません。**

■データ送信の方法

- 活動量計の場合は、下記の場所に設置している**リーダーライター**か**全国のローソンやミニストップのLoppi（ロッピー）**から送信できます（13ページ参照）。
- スマートフォンの場合は、ヘルスプラネットワークアプリを起動し、画面左上部にある「データ送信アイコン」で送信できます。

〈2〉健（検）診受診の申告

※全て**令和6年4月1日～令和7年3月31日受診分が対象**です。

■ポイントの対象となる健（検）診

（1）健診受診ポイント

- | | |
|----------|----------------------|
| ①特定健診 | ④その他健診 |
| ②後期高齢者健診 | ⑤職場の健康診断（特定健診に準ずるもの） |
| ③若年者健診 | ⑥人間ドック（脳ドック含む） |

（2）がん検診受診ポイント（※複数受けてもポイントは1回のみ）

- | | |
|---------|----------|
| ①胃がん検診 | ④前立腺がん検診 |
| ②大腸がん検診 | ⑤乳がん検診 |
| ③肺がん検診 | ⑥子宮頸がん検診 |

(3) 歯科健診受診ポイント

- ①成人歯科健診
- ②後期高齢者歯科健診
- ③妊婦歯科健診
- ④その他、かかりつけ医で受けている歯科健診

■受診の申告方法

- 案内チラシについているハガキ（または必要事項記入の官製はがき）、もしくは「からだカルテ」から健（検）診を受診したことを申告していただくと、ポイントが付与されます。（からだカルテからの申告方法は、「活動量計・からだカルテ使い方ガイド」のP.22をご参照ください。）
- ハガキで申告される場合は、**令和7年2月28日必着**、「からだカルテ」から申告される場合は**令和7年2月28日までにお手続きいただいた場合のみ有効**です。
※令和7年3月に受診を予定している場合は、予定の日付・受診場所をご記入ください。

■ハガキ送付先

株式会社タニタヘルスリンク
『摂津市健幸マイレージ事務局』
〒108-0073 東京都港区三田3-13-16 三田43MTビル7階

■申告内容

健康診断、がん検診、歯科健診それぞれの、受診日、受診した医療機関名
※がん検診は、複数を別の日や医療機関で受けていても、どれか一つだけ記入してください。

〈3〉市が実施する健康づくりに関する事業等への参加

健康づくり、ボランティア活動、講話等の市が開催するイベント等で一定の基準を満たす事業をポイントの対象とします。

イベント等の案内チラシに右記のロゴが記載されているイベントに参加することでポイントが付与されます。

※一部ロゴが記載されていないイベントもあり



(例：うきうきせつウォーキング、市民公開講座、美化ボランティア、市民ハイキングなど)

ポイント対象事業につきましては、市の広報・ホームページ・チラシ等でお知らせしますので、ご確認ください。

※ **対象事業に参加される際は、活動量計もしくはヘルスプラネットウォークアプリをインストールしたスマートフォンを持参してください。**

【2】健幸マイレージポイントについて

〈1〉ポイントの種類及び付与ルール

(1) 歩数関連ポイント

- 1日の歩数に応じて、毎日ポイント付与

ポイント付与の条件	付与されるポイント数
1日 1,000 歩以上	2pt/日
1日 5,000 歩以上	12pt/日
1日 6,000 歩以上	22pt/日

- 1か月間の平均歩数に対して、月に1回ポイント付与 (いずれも2月はポイント対象外)

ポイント付与の条件	付与されるポイント数
月平均歩数が 6,000 歩以上 (毎月 10 日以上歩いた月が対象)	50pt/月
前月の平均歩数と比較して +1,000 歩 (毎月 20 日以上歩いた月が対象、上限 1 万歩)	50pt/月

- データ送信に対して、月 1 回ポイント付与

ポイント付与の条件	付与されるポイント数
データ送信を実施 (月 1 回以上)	50pt/月

〈付与ルール〉

- 1日の歩数が 1,000 歩を超えると 2 ポイント、5,000 歩を超えると +10 ポイント (計 12 ポイント)、6,000 歩を超えると +20 ポイント (計 22 ポイント) が付与されます。
- 10 日以上歩いた月で、平均歩数が 6,000 歩以上になる月は 50 ポイントが付与されます。**毎月 20 日締**で前月の平均歩数を計算します。〔1,000 歩以上歩いた日の合計歩数 / 1,000 歩以上歩いた日数〕で計算され、ポイントは、翌月末までに付与されます。
- 平均歩数が前月より 1,000 歩増えた月 (20 日以上歩いた月が対象) は 1 万歩を上限として、50 ポイントが付与されます。**毎月 20 日締**で、前月と前々月の平均歩数を比較します。平均歩数は、〔月の合計歩数 / 歩数を計測した日数〕で計算します。比較する前々月の平均歩数が 1 万歩以上の場合は対象外となります。
- データ送信ポイントは、毎月 1 回目のデータ送信時に付与されます。

(2) 健(検)診関連ポイント

ポイント付与の条件	付与されるポイント数
特定健診等を受診	500pt/年
がん検診を受診	400pt/年
歯科健診を受診	300pt/年

<付与ルール>

- 案内チラシについているハガキ（または必要事項記入の官製はがき）、もしくは「からだカルテ」から健（検）診を受診したことを申告していただくことで、ポイントが付与されます。
- 各ポイントは、1年間に1回（令和7年2月28日付けで3月初旬）に付与します。

(3) 事業参加ポイント

ポイント付与の条件	付与されるポイント数
健幸マイレージ対象事業への参加	100pt/回

<付与ルール>

- 市が主催する健康づくり事業に参加された方に、**100ポイント**を付与します。
- 事業により、当日付与できる場合と後日付与される場合があります（参加される場合は、活動量計もしくはヘルスプラネットワークアプリをインストールしたスマートフォンを持参してください）。当日付与の事業で活動量計等を忘れた場合などは、当日の事業担当者にお伝えください。後日付与する事が可能です。
- 対象事業によってはポイント数の変更があります。

(4) 継続ポイント

ポイント付与の条件	付与されるポイント数
令和6年4月1日以降で6か月以上継続している方	500pt/年

<付与ルール>

- 令和6年4月1日～令和7年2月28日の期間中に、6か月連続で毎月歩数データが登録されている方に、令和7年2月28日付けで3月初旬にポイントを付与します。ただし、年1回のみです。

〈2〉ポイントの賞品交換について

■交換時期

- 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの合計ポイントにより、獲得のポイント数に応じて令和7年3月以降に自動的に参加賞や抽選賞品に交換されます。

■交換賞品

- 参加賞は、**2,000ポイント以上貯めた方**にポイント数により、あらかじめ選択された賞品に交換されます。**申込時または年度初めに賞品を選ばれていない方はクオカードになります。**(表1)
- ダブルチャンスとして、**6,000ポイント以上貯めた方**は自動的に抽選で100名の方に賞品が当たります。(表2)
- 健幸マイレージポイントは、年度をまたいでの保有はできません。**6,000ポイントに達していなくてもそれまでの保有ポイントは令和7年3月31日で失効します。

●参加賞(表1)

区分	概要	ポイント区分
① 全国共通 商品券	クオカード (カード収益の一部が社会貢献のために寄付されます)	① 2,000～3,999ポイント ⇒1,000円分
② 地域商品券	スーパー コノミヤで利用できる商品券 (コノミヤより、500円につき25円が校区等福祉委員会の運営に対して寄付されます)	② 4,000～5,999ポイント ⇒1,500円分 ③ 6,000ポイント以上 ⇒2,000円分

※賞品の発送は、令和7年3月の予定です。

あらかじめ賞品を選択されていない場合は、クオカードになります。

●ダブルチャンス賞品(表2)

区分	当選人数
カタログギフト	100名

※当選の発表は発送をもってかえさせていただきます。

■選択した賞品の変更について

- 年度途中で変更を希望される場合は、『摂津市健幸マイレージ事務局』にご連絡いただくか、からだカルテから変更してください(からだカルテでの変更方法は、「活動量計・からだカルテ使い方ガイド」のP.21をご参照ください)。変更は**令和7年2月末まで**受け付けます。

『摂津市健幸マイレージ事務局』(株式会社タニタヘルスリンク内)

電話：0120-771-015

営業時間：平日9:00～18:00

(土日祝・年末年始(12月28日～1月5日)除く)

〈3〉ポイントの確認方法

各種ポイントの獲得状況とポイント履歴は、Web サイト「からだカルテ」で確認できます（確認方法は、「活動量計・からだカルテ使い方ガイド」の P.18 をご参照ください）。

※「参加申込書」で申し込まれた方は、活動量計の箱に同封されている黄色の用紙に記載されている ID（MYHS/N）とパスワード（シークレット N）でログインしてください。WEB で申し込まれた方は、参加承諾メールに記載されている ID と登録時にご自身で設定したパスワードを入力してログインしてください。

【3】活動量計について

〈1〉再購入

活動量計を破損（誤って洗濯したなどの水没等を含む）や紛失された方で、そのまま本事業への参加継続を希望される場合、自己負担金 1,500 円*¹（税込、送料・手数料負担なし）で同じ活動量計（タニタ活動量計 AM-150）をご購入していただくことで継続が可能です。データも引き継がれます。※AM-150 以外の活動量計は本事業ではお使いいただけません。

*** 1）一度きりの再購入価格となります。2 回目以降の再購入は 5,000 円（税込、送料・手数料を含む）での購入となります。**

■市役所での手続き

摂津市役所 保健福祉課へ、破損した活動量計（あれば）と本人確認できる書類（運転免許証、保険証など）を持ってお越しください。再購入の手続き後、新しい活動量計をお渡しします。

※なお、令和 6 年 10 月 1 日より活動量計再購入の窓口は、**摂津市健幸マイレージ事務局のみとなります。市役所窓口では取扱いができませんのでご注意ください。**

■摂津市健幸マイレージ事務局での手続き

『摂津市健幸マイレージ事務局』へ電話(0120-771-015)でご連絡ください。手続き完了後 1 週間程度で代引き配送されます。

〈2〉電池の交換

- 電池の残量が少なくなると、以下のようなマークが表示されます。新しい電池（CR2032）を購入し交換してください。



- 活動量計の電池を交換すると、日付、時刻が初期値に戻り、「FFFFFF」と表示されます。歩数のカウントができませんので、**交換後は必ずリーダーライターまたはロッピーにかざしてください。**歩数等が表示されるようになります。
- データ送信前に電池を抜くと、それまでの歩数データが消失する場合があります。データを送信してから電池交換することをお勧めします。

〈3〉故障かなと思ったら

- 歩数が表示されない、データの送信がうまくいかない等、活動量計の調子が良くない場合は、まずは電池切れでないかご確認ください。電池切れでない場合は、『摂津市健幸マイレージ事務局』（株式会社タニタヘルスリンク内）へお電話(0120-771-015)にてお問い合わせください。

【4】退会について

本事業は、摂津市民を対象に実施しています。転出等で摂津市民でなくなった場合は、退会のご連絡をお願いします。

■ 連絡先『摂津市健幸マイレージ事務局』（株式会社タニタヘルスリンク内）

電話：0120-771-015

営業時間：平日 9：00～18：00（土日祝・年末年始（12月28日～1月5日）除く）

■ 留意事項

- ・活動量計のご返却は不要です。
- ・健幸マイレージポイントに残高がある場合であっても、当該ポイントを交換することはできません。
- ・システムに蓄積されている参加者に関するデータは、個人を特定できる情報を削除し、個人を識別できない形に加工した上で、本事業の評価等に利用させていただきます。なお、分析結果の公表に際しても個人が特定されることは一切ありません。

【5】バーチャルウォーキングラリーについて

歩数に合わせて、バーチャル（仮想）のコース上を進んでいく、バーチャルウォーキングラリーを年2回開催します。

- ・参加申込は不要で、自動的にエントリーされますが、参加される場合は週に1回データ送信してください。
- ・からだカルテ上でランキングを見ることができます。確認方法は「活動量計・からだカルテ使い方ガイド」のP.24をご参照ください。

第1回 開催コース：歴史探訪シリーズ 宮本武蔵 編
開催時期：令和6年5月1日～7月10日

第2回 開催コース：ドイツ 編
開催時期：令和6年10月1日～令和7年1月31日

【6】体組成測定について

ポイントの付与対象ではありませんが、以下の場所に設置された体組成計で体組成を測定することができます。体組成計で測定されたデータも「からだカルテ」に反映されますので、変化を確認することができます。

体組成計設置場所	住所	電話番号	利用可能時間
ニューロン薬局	千里丘 2-12-10-103	06-6192-9510	月・火・木・金 9：00～20：00 水 9：00～18：00 土 9：00～13：00
ひとつや薬局	東一津屋 4-10	06-6827-5107	月・火・水・金・土 9：00～19：30 木 9：00～18：00

【7】登録情報の変更手続きや問合せ

■ 変更手続き

- お申込み時の登録情報を変更される場合は、『摂津市健幸マイレージ事務局』までお電話でご連絡ください。
- メールのアドレスの変更は「からだカルテ」から行ってください（「活動量計・からだカルテ使い方ガイド」の P.20 をご参照ください）。

■ 問合せ先

摂津市健幸マイレージ事務局

電話番号 0120-771-015

営業時間 平日 9：00～18：00(土日祝日・年末年始（12月28日～1月5日）除く)

【8】個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約変更

■ 個人情報の取扱い

- 本事業において、摂津市、システムを運用する㈱タニタヘルスリンク及びその他の市委託事業者が取得した参加者個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます）を取扱う際は、個人情報保護法に準拠します。
- 本事業の適切かつ合理的な運用や効果分析・評価、ポイント交換といった本事業の目的以外に、参加者情報を利用することはありません。
- 利用目的の範囲内に限り、参加者情報を匿名化し、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することや、統計処理した統計情報を外部に公表することがありますが、その際、個人が特定されることは一切ありません。

■事業の中断・終了

- 摂津市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、または、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 本事業を中断・終了する場合は、参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は摂津市のホームページ等でお知らせします。

■規約の変更

- 参加規約を変更する場合は、電子メールまたは摂津市のホームページ等によって事前に変更内容をお知らせします。このお知らせ以降、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなさせていただきます。
- 参加者情報の利用目的または利用範囲の変更を行う場合は、個人情報保護法及び関連法規・ガイドラインに基づき、摂津市から、参加者に事前にお知らせし、同意を得た場合に限るものとします。

【9】よくある質問

●どのようにすればポイントは貯まりますか。

ポイントの獲得方法には大きく分けて 3 種類あります。

- ・活動量計もしくはスマートフォンで歩数を計測し、歩数データを送信する。
- ・対象の健診(またはがん検診、歯科検診)を受診し、申告する。
- ・市が主催する対象の健康づくりに関する事業に参加する。

ポイント獲得条件等の詳細につきましては、P.2～5 をご確認ください。

●アプリ参加者ですが、どうすればデータ送信できますか。

「HealthPlanet Walk」アプリの「ホーム」画面左上に表示される、データ送信ボタンをタップしてください。

●アプリ参加者ですが、歩数が貯まりません。

「HealthPlanet Walk」アプリの歩数が「0 歩」のまま増えない場合、アプリの設定が正常に完了していない可能性があります。12 ページに記載のお問合せ窓口へご相談ください。

●ボタンを押しても動きません。故障でしょうか。

・画面に「Lo」と表示されていませんか？もしくは、画面に何も表示されないままではありませんか？

⇒電池を交換し、リーダーライターまたはロッピーにかざしてください。

・時刻が表示されている画面で、「<」もしくは「>」を押していませんか？

⇒時刻が表示されている画面では、「<」や「>」を押しても反応しません。

上記に該当しない場合は、活動量計の故障の可能性がありますので 12 ページに記載のお問合せ窓口へご相談ください。

●ID やパスワードを忘れてしまいました。

12 ページに記載のお問合せ窓口へご相談ください。

●健診（またはがん検診、歯科検診）を受診し、申告をしたのにポイントが付与されていません。

健診(またはがん検診、歯科検診) ポイントは、1 年間に 1 回(3 月初旬頃)に付与します。

●活動量計の時刻があっていません。なぜでしょうか。

電池交換後、手動で設定すると、時刻等を間違えて設定してしまう可能性があります。

電池交換後は、活動量計の画面に「FFFFF」と表示されている状態のままリーダーライターまたはロッピーにかざしてください。もし手動で設定を完了させた場合は、早めにリーダーライターまたはロッピーにかざしてください。その後、再設定が完了し、正しい時刻に修正されます。

● (アプリの) 左上のデータ送信ボタンがなくなりました。

データ送信ボタンは「ホーム」画面左上にあります。また、「ホーム」以外の画面を表示している可能性があります。アプリ左下の「ホーム」ボタンをタップし、「ホーム」画面を表示させてください。

● 今、健幸マイレージポイントがどれくらい貯まっているのか知る方法がありますか。

「からだカルテ」アプリ、または「からだカルテ」Web サイトからご確認ください。

アプリでご参加の場合は、「HealthPlanet Walk」アプリの「ホーム」画面右上にある、「P」のマークをタップすることでもご確認ください。どちらも確認が難しい場合は、下記のお問合せ窓口へご相談ください。

● リーダーライターでデータ送信をしたら、「送信に失敗しました」とナレーションが流れました。

もう一度活動量計をリーダーライターにかざしてみてください。改善されない場合は、下記のお問合せ窓口へご相談ください。

● 次年度も健幸マイレージに参加する場合、何か手続きをしないといけないのですか。

定期的（活動量計と Android アプリは 30 日以内、iPhone アプリは 7 日以内）に歩数を送信している場合は、自動的に次年度も継続参加となるので、特別な手続きは不要です。

● 活動量計からアプリに変えたい、もしくはアプリから活動量計に変えたい場合はどうすればよいですか。

下記のお問合せ窓口へご相談ください。

● 活動量計の電池の蓋が無くなってしまいました。蓋だけを購入することは可能ですか。

下記のお問合せ窓口へご相談ください。

● 活動量計の液晶が見つらなくなりました。修理してもらうことはできますか。

活動量計が故障した場合は、新たに購入する必要があります。(申し訳ありませんが修理対応はしておりません。)

※1 回目の購入は 1,500 円 (税込)、2 回目以降は 5,000 円 (税込)

まずは電池切れでないかご確認ください。電池切れでない場合は下記のお問合せ窓口へご相談ください。

【お問合せ窓口】

摂津市健幸マイレージ事務局

(株式会社タニタヘルスリンク内)

TEL:0120-771-015

平日 9:00~18:00(土日祝・年末年始除く)

【リーダーライター設置場所】

	設置場所	住所	電話番号	利用可能時間
公共施設	市役所 保健福祉課窓口	三島 1-1-1	06-6383-1386	9:00~17:15 (土・日・祝日 年末年始除く)
	摂津市立保健センター	南千里丘 5-30	06-6381-1710	
薬局	ニューオン薬局	千里丘 2-12-10-103	06-6192-9510	月・火・木・金 9:00~20:00 水 9:00~18:00 土 9:00~13:00
	リーフ薬局	千里丘東 2-12-14	072-624-8151	月・火・水・金 9:00~19:30 木 9:00~18:00 土 9:00~13:00
	ニューオン薬局 香露園店	香露園 33-10	072-630-5959	月・火・水・金 9:00~19:00 木 9:00~17:00 土 9:00~14:00
	ニューオン薬局 正雀店	正雀本町 2-19-6	06-6383-7200	月・火・水・金 8:30~19:30 木 9:00~17:00 土 8:30~15:00
	エミ薬局	正雀本町 2-21-41	06-6382-0656	月・火・水・金 9:00~20:00 木 9:00~19:00 土 9:00~14:00
	ひとつや薬局	東一津屋 4-10	06-6827-5107	月・火・水・金・土 9:00~19:30 木 9:00~18:00
その他	コノミヤ 摂津市駅前店	南千里丘 4-25	06-4860-0561	9:00~21:00
	コノミヤ 摂津店	別府 3-16-1	06-6829-0561	9:00~22:00
	池田泉州銀行 摂津支店	東一津屋 13-3	06-4862-0055	平日 9:00~15:00
	池田泉州銀行 千里丘支店	千里丘 2-15-10	06-6330-2851	平日 9:00~15:00

※休館・休業等については変更される場合もありますので、各施設のホームページ等でご確認ください。

摂津市健幸マイレージ 参加規約

第 1 条 (目的)

1. 本規約は、市民が「歩くこと」を中心とした健康づくりに、楽しみながら継続して取り組めることを目的とした、「摂津市健幸マイレージ」(以下「本事業」といいます。)に参加するために必要な事項を定めたものです。
2. この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第 2 条 (用語の定義)

1. 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他摂津市が定める基準に従って有効な交換を行うことによって所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる、交換手段及びその単位のことをいいます。
 - (2) 「申込者」とは、本規約に同意し、「摂津市健幸マイレージ」参加申込書を摂津市に提出した者をいいます。
 - (3) 「参加者」とは、申込者のうち、摂津市により本事業への参加が承諾された者をいいます。
 - (4) 「健幸ポイントID」とは、本事業の参加者に対して、摂津市が付与するIDのことをいいます。
 - (5) 「健康づくり事業」とは、摂津市が指定する、摂津市又は民間事業者が提供する事業等のことをいいます。
 - (6) 「Webサイトからだカルテ」とは、第 8 条に定める実施内容、及び第 9 条の定めにより付与される健幸ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第 3 条 (参加申込み)

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で「摂津市健幸マイレージ」参加申込書(以下「参加申込書」といいます。)により本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込書を提出後、摂津市が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

第 4 条 (参加者の決定)

1. 摂津市は、第 3 条の参加申込書に記載された申込情報を確認した後、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、登録します。
2. 前項の時点より参加者と摂津市の間の本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
3. 摂津市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第 5 条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 市外転出や死亡等により、住民ではなくなった場合
 - (5) 6 ヶ月以上継続して、第 8 条第 1 項に定める事項を実施しなかった場合
 - (6) その他摂津市が承諾できない事由があると判断した場合
4. 摂津市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を事前に通知するものとします。

第 5 条 (参加条件)

1. 摂津市に住民登録している方で、かつ、申込み時点で 20 歳以上の方
2. 自己責任で本事業に参加できる方
3. 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していない方
4. 本規約に承諾いただいた方
5. 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

第 6 条 (参加者の費用負担)

1. 参加に係る費用は毎年度定めるものとします。ただし、次に定める事項は、この限りではありません。
 - (1) 開始時の活動量計購入費用
 - (2) 活動量計の故障又は紛失に伴う再購入、電池の交換や付属品等にかかる費用
 - (3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
 - (4) その他摂津市が別途指定する費用

第 7 条 (活動量計の管理)

1. 参加者は事業用活動量計を善良な管理のもと取り扱うものとします。
2. 活動量計の再配布は原則として行いません。
3. 参加者の取扱いにより活動量計を破損、故障させた場合の交換は 5000 円の費用負担が発生します。ただし、一度も再購入されたことのない方については、1500 円での購入が可能です。

第 8 条 (実施内容)

1. 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
 - (1) アンケート調査の回答(参加期間終了後を含む)
 - (2) 歩数データの計測及びデータ送信
 - (3) 健(検)診の受診
 - (4) 摂津市が指定する健康づくり事業への参加
2. 実施方法は、別途定める摂津市健幸マイレージ参加手引(以下「参加手引」といいます。)に基づくものとします。

第 9 条 (健幸ポイントの付与)

1. 本事業における健幸ポイントは、第 8 条第 1 項(2)から(4)に定める事項の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。なお、付与される健幸ポイント及び付与条件は別途定める参加手引の記載に基づくものとします。

第 10 条 (健幸ポイントの交換)

1. 獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

第 11 条 (申込み内容の変更の届出)

1. 参加者が摂津市に通知した住所、電話番号等、第 3 条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を摂津市に連絡するものとします。
2. 摂津市は、参加者から前項の変更に関する連絡がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者のポイント交換を無効とすることがあります。
3. 参加者が、本条第 1 項の変更の連絡を行わなかったために、摂津市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

第 12 条 (退会手続き)

1. 参加者は、本事業の実施期間中に退会の手続きを行うことができます。
2. 退会の手続きは、別途定める参加手引に記載されている手続きを行っていただきます。
3. 退会後の本事業に係る評価等への利用については、摂津市が本事業を通して取得した参加者の情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工します。
4. 退会の手続き完了と同時にそれまでにたまっていた健幸ポイントは無効となります。

第 13 条 (事業の中断・終了)

1. 摂津市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又はサービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、摂津市は参加者に対して、

その旨を事前に電子メール又は摂津市のホームページ等によって通知することとします。

第 14 条 (禁止事項)

1. 参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。
 - (1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
 - (2) 本規約に違反する行為
 - (3) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第 15 条 (損害賠償等)

1. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により摂津市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、摂津市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第 16 条 (免責事項)

1. 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
2. 摂津市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
3. 摂津市は、摂津市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
4. 摂津市は、摂津市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
5. 摂津市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破壊された健康ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
6. 摂津市は、摂津市が指定する健康増進プログラムの利用において、摂津市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

第 17 条 (個人情報の取扱い)

1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、摂津市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法に準拠するものとします。
2. 本事業の実施に際し、摂津市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - (1) 第 3 条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目
 - 氏名、性別、電話番号、生年月日、郵便番号、住所、健康保険種別、メールアドレス、身長、体重
 - (2) 第 8 条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
 - アンケート調査の回答結果
 - 活動量計データ（計測日、機器型番、歩数、消費カロリー）、体組成計データ（計測日、体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量等）
 - 健康づくり事業の参加状況
 - (3) その他本事業の実施に必要な次の項目
 - Web サイトからだカルテの利用ログ
3. 摂津市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - 摂津市からの案内・通知、各種情報、アンケート等の送付
 - 参加者に対する健康ポイントの付与
 - 参加者が保有する健康ポイントの交換
 - 参加者からの問合せの対応、確認及び記録
 - その他本事業の管理・運用のために必要な事項
 - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
 - 参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
 - 参加者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
 - サービス向上、事業展開方策の分析
 - 医療費抑制及び経済活性化等の分析
 - (3) 摂津市は、本条第 3 項 (1)、(2) に定めた利用目的の範囲内で、

参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。

- (4) 摂津市は、参加者情報を統合処理した上で、その統計情報を本条第 3 項 (1)、(2) に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
 - (5) 参加者が、参加者情報の外部提供を行わないことを希望される場合は、第 12 条に定める方法により退会をお申し出ください。
 - (6) 上記の内容は、個人情報保護法及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
4. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - (1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - (2) 摂津市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
 - 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
 - 利用目的や問合せ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
 - 本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
 - あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を摂津市以外の第三者に提供又は開示しません。
 - 参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問合せ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
 - 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
 - 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第 18 条 (規約の変更)

1. 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は摂津市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の実事及びその内容を承認したものとみなします。
2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法及び関連法規・ガイドラインに基づき、摂津市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

附 則

本規約は平成 30 年 8 月 29 日から適用します。

附 則

本規約は令和 6 年 4 月 1 日から適用します。